

最終更新日：2008年9月29日

## 内外トランスライン株式会社

代表取締役社長 戸田 徹

問合せ先：06-6260-4800

証券コード：9384

<http://www.ntl-naigai.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社並びに当社グループは、企業価値の増大を図ることにより、株主、顧客をはじめとするあらゆるステークホルダーの負託に応え、社会の良き一員として事業経営を継続することを、経営の基本方針といたしております。

この目的を達成するためには、経営の透明性、適正性および公平性を確保し、コンプライアンスを徹底することが大変重要であるとの認識の下に、実効性のあるコーポレートガバナンスの構築に努めております。

### 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

#### 【大株主の状況】

| 氏名または名称         | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-----------------|----------|-------|
| 戸田 徹            | 620,000  | 26.66 |
| 有限会社エーエスティ      | 550,000  | 23.65 |
| 内外トランスライン従業員持株会 | 229,900  | 9.88  |
| 沖本 正彦           | 70,000   | 3.01  |
| 秦野 重盛           | 70,000   | 3.01  |
| 楽前 因            | 70,000   | 3.01  |
| 戸田 佳宏           | 70,000   | 3.01  |
| 乾 襄二            | 70,000   | 3.01  |
| 株式会社みずほ銀行       | 70,000   | 3.01  |
| 株式会社アイ・ロジスティクス  | 65,000   | 2.79  |

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 決算期       | 12月             |
| 業種        | 倉庫・運輸関連業        |
| (連結) 従業員数 | 100人以上500人未満    |
| (連結) 売上高  | 100億円以上1000億円未満 |
| 親会社       | なし              |
| 連結子会社数    | 10社未満           |

#### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点において、当社代表取締役社長戸田徹及びその関係者の出資比率が総議決権の過半数を上回るため支配株主に該当いたしますが、上場時の公募、売出しにより出資比率が総議決権の過半数を下回る見込みとなっておりますので、支配株主に関する記載を省略しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|            |         |
|------------|---------|
| 取締役会の議長    | 社長      |
| 取締役の人数     | 4名      |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |

#### 現状の体制を採用している理由

社外監査役を2名選任しており、取締役会への出席、監査役会での活動等とおして、社外から見た客観的見地からの経営監視については現在の体制でも機能しているものと判断しております。しかしながら、経営の中立性及び客観性の確保に資することを目的とする社外取締役の導入については、今後の課題の一つであると認識しております。

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 監査役の人数     | 4名     |

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、監査計画を策定し、会計監査人との協議を通じて会計監査人の監査計画策定との整合を図っております。監査役と会計監査人は期初、中間期、期末に定期協議を行うほか、随時に会合して実行性のある監査を行っております。また、監査役は会計監査人と連携して当社並びに当社グループ全体の実査、往査を行い、会計監査人の監査の相当性を確認しております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室との月次協議を行うほか、内部監査室が行った監査結果について随時に報告を受けております。その上で、当社並びに当社グループの経営執行に関して監査役としての実査、往査について連携を図っております。

|            |        |
|------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数   | 2名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※1) |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a          | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 木曾 隆司 | 他の会社の出身者 |            |   |   |   |   |   |   | ○ | ○ |
| 川崎 裕朗 | 他の会社の出身者 |            |   |   |   |   |   |   | ○ | ○ |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 適合項目に関する補足説明                               | 当該社外監査役を選任している理由   |
|-------|--|--|
| 木曾 隆司 | 三菱倉庫株式会社の出身者であり、元内外フォワードイング株式会社取締役社長であります。 | 業界経験、経営者として豊富な経験を活かし、客観的観点からの当社グループの経営監視が期待できると判断し、当社が要請したものであります。 |
| 川崎 裕朗 | オー・オー・シー・エル(ジャパン)株式会社出身者であります。             | 業界経験、豊富な営業経験を活かし、客観的観点からの当社グループの経営監視が期待できると判断し、当社が要請したものであります。     |

その他社外監査役の主な活動に関する事項

木曾監査役は第28期(平成19年12月期)の取締役会20回中18回出席、川崎監査役は平成19年3月23日監査役就任後、第28期の取締役会15回すべて出席しております。また両監査役とも平成19年6月11日監査役会設置後の監査役会10回のすべてに出席して活発な意見交換を行っております。更に、中間、期末の会計監査人による監査報告、社長面談、内部監査室との打合せ会、重要な事業部門とのヒアリングなど数多くの機会に、良質な企業統治に向けて積極的な提言を行っております。

【インセンティブ関係】

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

該当項目に関する補足説明

当社は平成18年11月10日開催の臨時株主総会において、大株主以外の取締役、課長職以上の管理職及び勤続8年以上の一般社員の中からインセンティブとして適任者に、新株予約権を発行することを特別決議しております。

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員 |
|-----------------|-----------|

## 該当項目に関する補足説明

当社は平成 18 年 11 月 10 日開催の臨時株主総会において、大株主以外の取締役、課長職以上の管理職及び勤続 8 年以上の一般社員の中からインセンティブとして適任者に、新株予約権を発行することを特別決議しております。

## 【 取締役報酬関係 】

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 開示手段 | 有価証券報告書、決算短信、営業報告書（事業報告） |
| 開示状況 | 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示  |

## 該当項目に関する補足説明

第 28 期(平成 19 年 12 月期)における取締役及び監査役に対する役員報酬は次の通りです。

取締役 6 名 147,301 千円 監査役 4 名 14,437 千円(うち社外監査役 2 名 3,193 千円)

## 【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役の補佐は総務部が担当しております。取締役会資料につきましては、原則として事前に配布して、必要に応じて関連部門から事前説明を行っております。なお、情報の伝達は関連部門から文書または電子メールにて都度報告しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

取締役会は取締役 4 名で構成されており、原則として月 1 回の定例取締役会を開催しております。また、必要に応じて随時臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営基本方針、経営計画、予算編成、その他重要な経営課題事項を協議決定しております。当然ながら取締役会では、事業活動にかかわる法令、定款等の遵守と、財務報告の信頼性確保に関して特に注力しつつコンプライアンスの確保に努めております。

当社は、執行役員及び社長が指名する者をもって構成する経営会議を設置しております。経営会議は、取締役会に諮るべき重要な経営課題の審議、取締役会から諮問または委託された重要な経営課題の策定を主務としております。なお、当社は取締役会の意思決定・監督と業務執行を分離し、経営効率を向上させることを目的として、執行役員制度を導入しております。

監査役は監査役会を構成しております。監査役は、取締役会に出席することにより議事運営、決議内容を監査し、また積極的に意見表明を行っております。常勤監査役は監査計画にしたがい、経営計画の遂行状況と、これを推進する経営組織の実状等を調査しております。その際、各組織の部門長とも積極的に対話を行い、組織の課題点と対処方針等を確認しております。

監査役は、内部監査室及び会計監査人である監査法人と連携しながら、組織の健全性、効率性に関して監査を実施しております。

内部監査につきましては、社長直属の独立した監査部門として「内部監査室」を設置しております。内部監査は「内部監査規程」にしたがって、定期監査と特命による特別監査を実施しております。各部門の現場に対して業務遂行状況が法令や会社の諸規程並びに業務処理基準に準拠し、適正であるかを監査して社長に報告しております。不適切な処理がある場合は改善の勧告や助言を行なう等指導に努めております。

当社は会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しております。会計監査人に対しては、正確な経営情報と財務情報の提供に努めております。会計監査人からは法定の会計監査のほか内部統制に係る助言を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は市田龍、伊藤嘉章の 2 名であり、監査の補助者は公認会計士 4 名、会計士補 14 名、その他 9 名であります。当社の財務諸表について、7 年超にわたり連続して監査関連業務を行っている公認会計士はおりません。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明   |
|-----------------|--|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社では、株主総会は集中日を回避して開催しております。第 28 期定時株主総会は平成 20 年 3 月 26 日に開催いたしました。今後も引き続き集中日を回避した株主総会の実施に努めてまいります。                         |
| その他             | 第 28 期定時株主総会においては、招集通知は法定期日より 1 日早く発送いたしました。今後はさらに早期発送を果たせるべく努めてまいります。また、将来は、議決権の電子行使と外国人投資家向けに英文招集通知の作成を検討していきたいと考えております。 |

#### 2. IR に関する活動状況

|                   | 代表者自身による説明の有無 | 補足説明  |
|-------------------|---------------|---|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | あり            | 決算発表後に代表取締役社長を説明者として、個人投資家向けに説明会を実施していく予定であります。また証券会社主催の IR フェアにも参加し、個人投資家を対象に説明会を検討しております。   |
| IR 資料のホームページ掲載    | なし            | 当社ホームページ( <a href="http://www.ntl-naigai.co.jp/">http://www.ntl-naigai.co.jp/</a> )に IR サイトを設置し、決算情報(決算短信等)、ニュースリリース及び IR 日程等の掲載を行う予定であります。 |
| IR に関する部署(担当者)の設置 | —             | IR に関しては総務部で担当いたします。  |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                          | 補足説明  |
|--------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重につ | 当社は、経営理念、経営倫理規定により、良き市民社会の一員としての行動をとることを心がけております。その上で、当社は「内部情報管理規則」により、金融商品取引法等に基づき、株式等につ |

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| いて規定                                  | いての内部取引を未然に防止すると共に、当社内の内部情報の適切な管理を行っております。   |
| ステークホルダー<br>に対する情報提供<br>に<br>係る方針等の策定 | 当社は、当社の経営理念や経営目標等に関する情報の公開を積極的に進めることを通じて、幅広くステークホルダーの理解を得られるように努めております。又、当社からの情報発信に留まらず、国内外のステークホルダーの皆様との活発なコミュニケーションを図り幅広い皆様のご意見を経営に活用させていただく所存であります。 |

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりです。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は当社及び当社の子会社(以下「子会社」という。)における法令、定款及び社内規程の遵守を取締役及び使用人に周知徹底し、遵守させ、内部監査室による内部監査を実施する。
- ② 企業倫理の確立を目的として制定した経営倫理規程及び行動規範について、総務部が周知徹底のための活動を行う。
- ③ 法令違反行為等に関する相談または通報を受け付ける窓口として、「内部通報相談窓口(内部通報ヘルプライン)」を設置する。
- ④ 取締役は、法令違反及び社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、是正措置をとる。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険(以下「リスク」という。)の管理については、必要に応じてそれぞれの担当部門が、リスク管理委員会と連携し、内容により弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、社内規程に従い、適切に管理する。
- ② リスク管理の観点から特に重要な案件については、リスク管理委員会で事前に審議を行った上で、取締役会に付議する。

### (4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ① 取締役会は、月に1回定時に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定及び取締役、執行役員の職務執行状況の監督を行う。
- ② 執行役員及び社長執行役員が指名する者をもって構成する「経営会議」により、会社経営と業務執行の重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。なお、「経営会議」には常勤監査役も常時出席を求める。
- ③ 執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。

### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は子会社に対して、子会社の取締役または監査役として当社役職員を派遣すること、及び経営倫理規程及び行動規範に基づく企業倫理の確立、法令、定款及び社内規程の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制に関する指導及び支援を行う。
- ② 子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において経営会議での審議、取締役会への付議等を行う。

- ③ 当社及び子会社の取締役は、法令及び社内規程に従い、財務諸表等の作成を行うとともに、会計監査人の監査業務遂行に協力する。また、財務報告に係る内部統制についても法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
  - ④ 内部監査室は、業務の適正性に関し、子会社の内部監査を行う。
  - ⑤ 監査役は、業務監査を通じて当社及び子会社における業務の適正の確保を図る。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務遂行を補助すべき使用人を配置していないが、必要に応じて内部監査室等に協力を求め、または特定事項の調査を依頼することができるものとする。
  - ② 将来、監査役の補助者を配置する場合は、取締役は当該スタッフの取締役からの独立性を確保すべきことに留意し、監査役の同意を得て取締役会で補助者配置を決定する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
  - ② 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- ① 監査役は、取締役会に出席する他、必要と認める重要な会議に出席する。
  - ② 監査役は、月1回定時に監査役会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。
  - ③ 監査役は、会計監査人より定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。

#### <反社会的勢力排除に関する当社の取組み>

##### 1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、反社会的勢力との取引禁止を会社の基本方針といたしております。

この基本方針を実現させるために、経営倫理規定において「市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たない」ことを宣し、更に役員規程、従業員就業規則等の社内諸規程においてこの考え方を周知徹底し、全社を挙げて取り組んでおります。

##### 2. 反社会的勢力排除にむけた社内体制の整備

当社は、前述の基本方針を実現するために、「反社会的勢力との取引禁止に関するマニュアル」を作成し、次のような社内体制を整備いたしております。

- (1) 統括部門ならびに不当要求防止責任者の設置
- (2) 弁護士をはじめとする外部専門機関(大阪府暴力追放推進センター等)との連携網の構築
- (3) 具体的対処環境の整備と対処手順の作成
- (4) 反社会的勢力に関する情報の収集保管
- (5) 地域の警察並びに防犯協議会等に積極的に参加して情報交換を行う

これら具体的な体制整備により、当社は反社会的勢力との取引謝絶の徹底に努めております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

当社といたしましては、買収防衛に対して現在特に対策を講じておりません。今後、株主の状況及び市場の動向等に十分注意を払いながら、必要に応じて検討していく予定であります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、日頃から実務能力の高い法律事務所と顧問契約を結び、コンプライアンス及び企業リスクへの対処に努めております。

これらの制度をはじめ、あらゆる制度を駆使して当社はコーポレートガバナンス体制の更なる充実に向けて、今後も継続して取り組んでまいります。

【 参考資料：模式図 】

会社の機関と内部統制の関係

